

## 第2章 業務人・時間数の算定方法

### 1 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

### 2 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

#### 2.1 適用

この算定方法は、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

#### 2.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

##### (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示98号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A: 業務人・時間数

S: 床面積の合計 (㎡)

ただし、床面積の合計が【別表1-1 適用規模】の下限値を下回る場合は、下限値の面積を用いて算出すること(例: 第一号, 第1類 80㎡の場合⇒130㎡で算出)

##### (2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数})$$

$$\times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

##### (3) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ロ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

##### (4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当

(令和5年4月19日以降積算基準日適用)

するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

## 2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

### (1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、

2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

### (2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合  
32人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合  
24人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合  
16人・時間

(注) 計算過程での計算値の値は全て小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 3 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

### 3.1 適用

この算定方法は、図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

### 3.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

#### (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

(令和5年4月19日以降積算基準日適用)

る。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の業務人・時間数})$$

(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 12.540 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 9.357 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$(\text{図面1枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度})$$

$$\times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})$$

(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。

(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = 0.8872$$

$$\times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3.2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4 耐震改修設計業務に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

4. 1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

(令和5年4月19日以降積算基準日適用)

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

#### 4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-2に掲げる算定式により算定する。「ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

#### 4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

3. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3. 3の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

### 5 設計意図伝達業務に関する算定方法

#### 5. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

#### 5. 2 業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

### 6 工事監理業務に関する算定方法

#### 6. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に適用する。

#### 6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

= (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)

× (1 - (対象外業務率))

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計 (㎡)

ただし、床面積の合計が【別表1-1 適用規模】の下限値を下回る場合は、下限値の面積を用いて算出すること (例：第一号, 第1類 80㎡の場合⇒130㎡で算出)

また、「対象外業務率」とは、会計法(昭和22年法律第35号)に基づく監督業務の一部として

(令和5年4月19日以降積算基準日適用)

発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

## (2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(は)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

## (3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

## 6.3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容(工事種目、工種数等)、規模(対象面積・階数等)、施工条件(入居者の有無、作業時間の制約等)等の条件を勘案して算定する。

## 6.4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分(総合及び構造の合計)については(イ)、設備工事分については(ロ)により算定することができるものとする。

(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.2(2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(注) 計算過程での計算値の値は全て小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 7 耐震診断業務に関する算定方法

### 7.1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-3に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

### 7.2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-3に掲げる算定式により算定する。

### 7.3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。